

員提出法案として提案されたといふことは、むしろおそきに失している。けれども今回提案されたからには、これに対する大蔵当局の御見解もあるうございます。いざれにいたしまして、予算関係の操作に支障があるかないか、それらの点についてこの法案に対する大蔵当局の御意見を承りたいと思います。

○愛知政府委員 ただいま本名委員からお尋ねのありました件につきましては、私もその御趣旨はよくわかるのでございまして、この提案者の御説明は、わたくしとしてもごもつともと思うのであります。が、同時に反面におきまして、ただいま本名委員御指摘のような考え方をとらなければならない見方によれば、狭い財政当局という立場からこれをどういうふうに考へるかということを申し上げますと、一年間に延納を延ばすということになります。たとえば会計年度としては、二つの会計年度にわたつて収納が行われるということになるような点から言えれば、財政当局としてはあまり歓迎ができないといふことが言えるのでござります。たとえば、昭和二十八年度の国有林野特別会計の歳入は三百六億と一応見積っておりますが、この延納が一年になつて、明年度にまたがるということになりますと、多少その見積りに変更を加えなければならぬといふことになりますが、その額は大したことはないとは存じますけれども、今申しましたよう

ら言えども、必ずしも賛成ができないと云ふことが言えるのであります。だ私どもは、提案者が御説明になりましたように、また今本名委員からも御指摘がありましたように、国土保全といたり關係から考へるといふような大きさの戦争前から来ておりました慣行等に比べて参ります場合に、あまりやかましいことは財政当局としても言わざる、これは大局的に御承認した方がいいのじやないか、こういう態度でござります。その点は、前国会のときにも実は参議院はすでに通過して、当衆議院の大蔵委員会も、解散前ではございましたが、もちろん全会一致で御承認になりました。その御承認になりますときの経過から申しますても、今私が申し上げたような気持ちで大蔵省の意見を申し上げたような次第であります。

○本名委員 ただいまのお話によりますと、大体三百六億円の森林収入を見出される。実際は三百六億でしようが、私の調べたところによりますと、これはもちろん今後の処分のものが大半を占めますので、数字的確な抽出はできませんが、大体三十億前後のものであると思ひます。特に林野特別会計の借入金の一部の操作で、これらの問題は解決でき得るよう考へられるのであります。しかし今の御意見を承つておりますと、大体御意向はわかりました。たとえば、この法律案が法律として制定せられます以上は、この法律の趣旨を認めるという趣旨をあくまでも通じて參奉して参らなければならぬと思ひますので、第四条で、大蔵大臣は、協議を受けましたときは、一年の延納を認めるという趣旨をあくまでも通じて參りたいと思います。特に歳入の関係から、大蔵省だけの都合でせつかく延びることができておりますのを阻止するようなことは考へるべきでない、こういうふうに考へております。

○本名委員 大体御意向はわかりましたが、なお両事務当局間で十分折衝いたしまして、はつきりした線を出したいと思います。

○本名委員 大体御意向はわかりましたが、なおこの製品の処分につきましては、もちろんバルブ原料でありますとか、あるいは建築材であるとかいろいろございますが、今日一番業界で要望いたしておりますのは、輸出原料を中心としたとして、高度の加工を必要とする原料であります。非常に輸出の不振の折から、あるいは高度の加工を要請されている折から、現実は運々としてなかへ進んでおりません。従いまして、回取その他の面においても非常に不便を感じております。ぜひこれは六箇月に御実行いただける

が、きょうは林野関係の方はお見えにならないようですが、今までこの法律によつて協議されました内容のうち、立木でなくて官行研伐製品、いわゆるお役所がみずから伐採して製品として、素材として売り払う物品がござります。従いまして、どうしてもその担保あるいは利率等について、大蔵大臣に協議することになつております。この協議をいたします場合に、先ほど申しました林野特別会計の金繰りの上から、あるいは財政当局の金繰りの申しました林野特別会計がまかない切れないと承認した方がいいのじやないか、こういう態度でござります。その点は、前国会のときにも実は参議院はすでに通過して、当衆議院の大蔵委員会も、解散前ではございましたが、もちろん全会一致で御承認になりました。その御承認になりますときの経過から申しますても、今私が申し上げたような気持ちで大蔵省の意見を申し上げたような次第であります。

○愛知政府委員 すでに申し上げましたように、この法律案が法律として制定せられます以上は、この法律の趣旨を認めるという趣旨をあくまでも通じて參奉して参らなければならぬと思ひます。たとえば、この法律案が法律として制

めであります。これは二箇月間の延納を認めます。これは詳しく述べますが、立木と違います。回収の期間は割合に早いのであります。

同時にまたこれらの製品は、市場価値をそのまま姿に現わしている品物であ

ります。立木と違います。回

ります。従いまして、どうしてもその

次に、これらの金庫という名称を使っております資金業者等の資金量であります。御承知のように貸金業者での資金量は、元来預金を預かることが認められておらぬ貸金業者でありますから、これも的確には実はつかめないのではあります。最近数社の検査をいたしましたところ等から推測いたしますと、これらの方前を使っておりますもののうちで、大きいものは、おそらく一社で十数億の資金量を持つておると思ひます。これは非常に雑多でありますから、何とも申し上げかねるのであります。ですが、小さいものでもやはり数億、一億に近い意味の数億程度は持つておるのじゃないかと思ひます。それではありますから、これを合せますと、資金量として百億は越えておる。ただこれは、先ほど申し上げましたように、預金を取扱うことが禁止されておるにかかわらず取扱つておるのでありますから、私の方では正確な数字はわかりませんけれども、おそらく百億は越えておるのじやないかというふうに考えております。

單に名前を変更するが、あるいはそれらのものをなくすることによって守らが救われるかどうかということが、まず問題だらうと思うのです。これに対する百億程度のものであるから、なんことは影響ないのだと言わればいい。それまでありますけれども、これで具体的な処置については、「応あつまわし」といたしまして、政府のほんとうの腹の中を伺つてみたいと思うのあります。

まず中小企業の生成と申しますが、今日の姿は、私が申し上げるまでもなく、未熟な資本主義のもとににおいて、その資本主義のからの中で一應育ちかけてはいたのであります。特に大戦争なり、あるいは終戦後の諸般の変化によりまして、依然としてそのせきがあふき出でないでいる実情にあります。これらるものに対する国の金融対策第1号といふものが非常に稀薄である、熟意はない欠けていいるところとは、もうやがてしく言われております。従いまして、今回政府が考えておられるところの小企業金融金庫法であるとか、あるいはまた国民金融金庫法の改正であるとか、その他これに関連いたしまして、信用保険法だとか、信用保証協会法上いろいろな法案を用意されているようですが、これだけの法案を用意され、しかも金庫の百億くらいの金をまわしてみたところで、なかなか実際におきまして、あの大東亜戦争によつてわれわれの産業設備も、資本の蓄積も、あらゆるもののが荒廃に帰した。その結果として、重要産業に基点を置

いて、傾斜生産方式をとられたことは連なつていわゆる金融の面も傾斜金融度がます／＼はげしくなつてゐるのではないか、私は今日の場合、あくまでも基幹産業に関連しての中小企業の生産発展がなければならぬと思ふ。そこで政府は、この傾斜金融方式といふものに対して、一体今後どうい考え方で臨むのか、すなわち中小企業に対し、基幹産業との関連をどう考えて金融操作をなさるか、そのことについてちょっと伺いたい。

寄せられるということは、事実としましてはあります。私どもができるだけのことは、そういった事態に応じて、中小金融につきましては、努力を重ねて参らなければならぬと思いまして、従来からやつておりますが、今後においてもできるだけ努力はいたしたいと考えております。ただ問題は、金融ということになると相なるのでありますから、そこには必ずから金融としての限界がやはりあります。中小金融の問題として私ども考へておりますのは、一般の中小企金融を重視するべく普通の市中金融機関が、できるだけ資金を集めて中小金融に努力をするよう努めさせることが第一点。政府の関する限りにおいては、中小企業の信用を補強するという措置をできだけ拡充していく。これは御案内のとおりに、信用保証協会の制度を近く法制化いたしますために御提案申し上げております。つまりであります。そのための保険制度を確立し、あるいは、中小信用保証制度を充いたしまして、できる中小企業の信用を補強する。そういうた保証制度を活用することによって、金融がつきやすくして行くということになりますが、政府として考えて参らなければならぬ第一点だと思います。

できるだけ多額の財政資金を投入する、こういう努力をいたして参りたいと考えております。

なお政府資金の問題といたしましては、たび／＼話が出ておりますようになりますが、政府の国庫余裕金の預託の制度を、財政収支の許します限りにおいては、これらを活用して行くという方針を從来もどつておりますし、今後も国庫収支の見通しの許します限りにおいては、これらを活用して行くように今後も努力して参りたいと考えております。

第三点は、基幹産業と申しますか、大企業と、その下請け関係につながつておる中小企業関連産業と申しますが、そういうもののとの間の金融的系列をどうするかという問題であります。この点は、従来からたび／＼問題もありまして、大企業に対しては、市中銀行を通じてできるだけ中小企業に 対する支払いの促進をはかるよう努めさせて参つております。また関連いたしております企業につきましては、企業、つまり基幹産業自体の保護とか、その他のいろいろな中小企業に対する信用を裏づけるような方法をとることによつて、中小企業自体の金融が円滑につくように、そういう配慮をするようなどいふことで、市中銀行等を通じまして促進をはかつて参つております。ただ問題は、中小企業全体の中におきまして、基幹産業と関連いたしております事業というものの分量は、必ずしも多くはないのであります。中小企業にはそういう関連のないものも相当あるわけであります。これらの中の金額も決してないがしろにするわけに参りませんので、これらの問題につきましては、大企業とのつながりにお

いてではなく、今申しました中小金融全体に対する私どもの考え方をさらに一層進めることによって、この問題を解決するよりほかない、かように考えておる次第であります。

○本名委員 非常に御苦心、御努力なさつてることはよくうなづけるのですが、実際つき申し上げた通りに、基幹産業の振興を期すことが、日本の経済自立の何よりの要諦であるという根本的な考え方方に立つておられることだけは、間違いないと私どもは判断しているのです。それが必ずしも悪いと申し上げるわけではありませんが、ただその場合に、せつからこれまで御苦労なさつている中小企業の金融対策といふものは、いつもつまずかせるような対策ばかり立つてゐる。といふのは、たとえば先ほどお話のありました金庫法の改正にしても、従来のまぎらわしい名称そのものよりも、預金が悪いということに対しての監督、取締りをどうしたらいいかとか、支店の設置を届出していいものがあつたといふことがわかつたら、その都度それを始末して行けば、それほど大きな騒ぎを——わずか百億の金にしてみたところで、これに関係する国民の数は相当なものだ。これから起きたところの一つの恐怖的な感情というもの、これは必ずしも軽視することはできない。これはほんの一例でありますけれども、せつから御苦心なさるならば、やはりあとになつてからこのようないかだつて、しかも混乱に近い状況を生ませるようなことをなさらないようにしていただきたいということを、念願いたすのであります。

争の焦点であるところのMSAの問題であります。が、これの中企業に及ぶ金融上の処置と申しますか、それだけのことはおそらくまだ御検討なさつておらないと思いますけれども、一たん感じの上でけつこうですから、政務官から御意見を承りたいと思います。

○愛知政府委員 これはなかなかお尋ねでございまして、実は昨日発表になりましたよな経緯で、MSAと、これから政府のいろいろな施策ということについては、実は私ももうよりく非公式には検討いたしておりますけれども、まだはつきりと土蔵省としてもどういう成行きになるか、どういうことをやらなければならぬか、また中小企業に対しては、どういうふうな関連において、どういう手打たなければならないかということがございます。まだ研究が未熟でございまして、申し上げる段階に至つておらないような次第でござります。

○本部委員 とにかく予算でようやく大騒ぎを始めたことですから、それこそ中小企業のところまではお考えが及ばないのが当然だらうと思います。そこで先ほどの問題もそうであります。が、MSAの処置に対する中小企業への金融的な関連といふことも、今からお考えになつておいて決して早過ぎではないと考えるのであります。と申しますのは、私はやはり政務がせつかく心配される中小企業の金融対策といふものは、あくまでも中小企業の振興のためでなければなりません。庶民の繁栄のためであります。が、それを直接お取扱いになる方の心構えが、かなり中小金融の田浦民、

を阻害している点があるのじやないかと考えるのであります。非常におもろくない例を申し上げて恐縮ですが、これは場所、人その他を省略いたしました。そのときに中金の出店では、今す。先般も国税局関係の連携違反の話がありました。ある中金の関係者が、先般の参議院に立候補されました。これ、そのときに中金の出店では、今方はぜひ何票働き、動かとければ、後融資を考える。座談が雑談か何かなりませんが、これはまだ一応見のがりますが、さて選挙が終つて、協同組が手形を持つて割に行つたところが前の方は予定の票数をとつていらないから、この手形は少しあとまわしにしらうか、こういうことを言われた。これは私はじようだん話がほんとうには知りません。もしじようだんでありますならば、これはまことに無礼じようだんである、許すことのできまいじようだんだ。もしほんとうでありますならば、選挙法その他の法律によつてこれは取締らなければならぬ。それでじようだんだといたしましても、金を借りたいこの感情を利用して、金を貸す方の側がそれを票を獲得する手段に用いたといふことは、個人の金融機関ならいざ知らず、公の金の金融機関がそういう態度でいるとする手段に用いたといふことは、個々の親心の政府の金の貸出しが正しく行われないのでないか。私はこととも選挙問題を取り上げて、事件にしようとも問題にしようとも考えておるのであります。要するに、國の大切ないろいろの金を扱う機関がこのようないふことでは、いつまでたつてもせいかくの親心の政府の金の貸出しが正しく行われないのでないか。私はこととも選挙問題を取り上げて、事件にしようとも問題にしようとも考えておのであります。國の大切なことはあります。要するに、國の大切なことはあります。國の大切なことはあります。

る中小企業者にとつては不幸でないか
ばならぬ。これらに對して、今後確
等に限らず、いろいろな面でおそ
問題があるうと推測されます。單か
おもに、度の知せし今おがたなはな
推測で終ればけつこうですが、事實
しそういうことがありとするな
ば、一実は私二、三用意はいた
おりますが、しかしそれを追究する
階でないと思うので、ひとつ中央
ら、特に大蔵當局から關係機關に對
て嚴重なる訓告を受けていただき
い。この間も國税庁長官は、会合の
ひに、選舉違反のないようだ、間違
のないよう話している、あるいは
書をもつて伝達してあるといふこと
すが、話したり文書をもつて伝達さ
りするくらいで、こういう問題は解
きないといふことは、おわかりの
であります。こういつた氣持を改
るといふ御意思は、もちろんあるは
です。あるはずですが、どういう方
でこういつた取扱者の態度を改める
いうお氣持か、それをちよつと伺い
い。

ことは、非常に残念だと思います。私は私たちも口をつぱくして、金融関という公益性からいつて、不正な行為があつては実際いけないといふことを何度も機会あるごとに申しておるあります。これらの点につきましても、数の多い中に、間々そういう感なことが起つて参ります。これはども取締りの地位にある者として、なはだ殘念に思つておりますけれども、今申し上げましたように、数も、いごとでありますので、私どもとしても、なか／＼そこまで手が及ばない、いう点もござります。しかしされば、いつて、これを放置していくといふとを決して私申しておけるわいやございません、できるだけそういうことないよう、今の選舉の問題に関連する問題だけではなくて、あらゆる金融機関の公的な使命から見て、適當でない行為は根絶するよう、今後とも一生懸命に努力をいたして参りたい、かとうに考えております。

げましたように、残念ではあります
が、労働金庫法が通らない場合におき
ましては、実情はよくわかりますけれ
ども、ここで労働金庫に限つてこの法
律の適用を除外するということは、遺
憾ながらむずかしいのじやないかと考
えております。

まなおこれは説明にもなりませんけれ
ども、六箇月の猶予期間もございます
から、その間にでもなるべく早くその
法案をお通し願うということになれば、問題は解決するのじやないかと思
います。

○春日委員 この金庫の文字を制限し
ようといふことは、庶民金融を助長育
成するためなのか、それともまた信用
金庫業者から猛烈な陳情を受けたか
ら、その陳情をかなえるためなのか、
一体どちらなんですか。そもそも、労働
金庫といふものは、全国の労働者の金
融を何とか満足して行くということの
ための要請に基いて、現実に行われて
おる。従つてこの金庫が使えないなれ
ば、これらの何百万という労働者は迷
惑を受ける。従つて庶民金融の道をつ
ける、これを保護育成するといふ立場
ならば、労働金庫によつてその金
融を受けているところの全国の労働者
に対する保護、これもまた同等の立場
において考慮されねばならぬ。従いま
して、あなたが期待をしているなら
ば、労働金庫が通らない場合において
は、但書をして、労働金庫に対しても
はこれを適用せず、こういうふうはす
ればいいのである。「そつちで修正し
たらしいじやないか」と呼ぶ者あり)
それも一つの考え方であります。(笑
声)しかしあなたは、そういう見解を
出されておりながら、期待しながら、

通らないといふ意見がここに行われて
いるにかかわらず、それに対して、そ
れは使えないという意見を固執されて
いるということはよろしくない。そ
ういう見通しがついた場合においては、
そういう但書の除外例をつくる用意が
ある。こういう答弁があつてしかるべき
だと思ふ。それに対しての答弁をも
う一べん伺いたい。

○河野(通)政府委員 先ほど申し上げ
ました通りでありますて、政府当局と
してそういう除外規定を入れること
は、やはり限界がはつきりいたしませ
んので、この際それは見合せたい、か
よう考へます。

○有田(二)委員 私は、今黒金君のお
話になつたやみ金融の問題であります
が、業務停止などいう問題については、
十分慎重にやつてもらわなければなら
ぬことは、以前大阪にも信用金庫がで
きる前に、信用組合の業務停止をやつ
たのであります。その結果迷惑をした
のは預金者であります。結局大蔵省の
方が業務停止をしたからどうなつたの
で、責任は大蔵省にある。われくの
方にあるんじやない、こういうような
意味合いにおいて、非常に迷惑を受け
た。従いまして、業務停止などいう処断
はまことにけつこうであります、そ
れまでに、今黒金さんがお話をなつた
ように十分手を尽して、一般の預金者
になるべく迷惑のかからない方法に、
ひとつ政府当局としては御協力を賜わ
りたいのです。しかもこれらの業者の
悪い点は、最もわれくは遺憾に思つ
るのでありますて、ああいう月三分とか

いうようなふらち千万な誇大広告をし
て、どういう状態に陥つた彼らの行動
に対する、われくはまったく義憤を
感ずるものでありますけれども、しか
しながらこれが単に業務停止だけで解
決するものでない。事ここに至ります
までの大蔵省の責任も考えなければ
なりません。そこで、今日に至りますまでに、
何らか適切な行政措置をとるべきであ
つて、とらなかつたということにつき
ましては申訴ないと思つております。

ただこの点につきましては、先般も申
し上げたのでありますて、この貸金業
者、特に株主相互金融という仕組みに
よつて、部長以下相当の人間がある。し
かもあまり検査せぬでもいいようなど
ころへ行つて検査をする。そして夜
は、その銀行でごちそうになるという
ような事態が、全國に聞々あるのであ
ります。こういう銀行局の検査部は、
もちろんやみ金融を今までにおいても十
分監督をしておらなければならなかつ
たはずであります。今日こういう事態
が生れましたのは、一にかかる銀行
局長並びに検査部の大きな責任である
と考えます。ですからこの点をお考え
願つて、業務停止などいうことについて
は、黒金さんのお話になりましたよう
に、他に影響することもお考え願つ
て、月三分の欲を出したから少々損し
てもいいといつ一つの見方もあるかも
しませんが、しかしながら、その罪
はむろん月三分というような誇大広告
をした方々にあると思う。ですから、
こういう人たちに対しても十分やかまし
く言つていただくと同時に、大蔵省に
おいても、責任を痛感していただい
て、再びかかる事態の出ないよう努
力していただきたいと思いますが、銀
行局長の御所見を承りたい。

○河野(通)政府委員 高利息金融とい
う仕組みができましてから三年の間放
置しておいて、今になつてあまり過激
な措置をとることは、大蔵省としては
非常に責任を感じなければならぬとい
う御説であります。私もその点につき
るに業務停止をするのではなくて、
迷惑を最小限度にとどめるためにや
るのだということを御了承願いたいと思
います。

それから検査部の職員が検査を行
つて、いろいろごちそうになるといふよ
うなお話がありました。この点は、
私どもそういうこととの絶対にない
よう心がけております。あるいは私
の目が届かぬ点があつて、おしかりを
つきましては、法律上非常に疑義が多
い。いわば法律的には紙一重といつた
ような点が実はあります。私どもこ
の問題について、政府の関係各省の間
にいろいろ法律的な結論を出しました
ために、実は一年有半かかつたのであり
ますが、そのためこの問題に対する
結論が遅れ、従つてそれにに対する処置
が遅れましたことを、まことに申訴な
く存じておるのでありますて、事実は
今申し上げましたようなことに相なつ
ております。

それから業務停歩という措置に今般
の貸金業者に関する限りは、先ほど御
説明申し上げましたように、とりあえ
ずのところとしては、ただちに業務停
止という措置はとりませんでした。が、
業務停止という措置は、むしろ預金者
の迷惑を最小限度にとどめなければな
らぬという考え方から実は出発してお
るのあります。それにいたしまして
も、もちろん迷惑がかかる場合はあり
得るのであります。さておいたな
らば、さらにその迷惑は多く及ぶであ
るのあります。それにいたしまして、
私は決算委員会において、約二年ほど
前でしたか、会計検査院の人がいか
へ行つてごちそうになる、当時下岡檢
査官に対しまして、これからこの官厅
を検査しようとする会計検査院の人が
その官厅からごちそうになるというこ
とはけしからぬ、「一体どういうわけで
じちそうになるのか」という質問をいた
しましたところが、地方の情勢をいろ
いろ承るためにごちそうになる、教え
てもらうのにごちそうになるやつがあ
るか、教えてもららう以上は、こつちが

まえである。以後そういうことがないようなどいふことを厳重に申しておいたのであります。その後やはり宇治の予備隊——今は保安隊になりましたが、そこで徹夜をして会計検査院の人にごちそうをしておるというような事態がありましたので、厳重に注意をいたしました。現今では、会計検査院は各官庁に、本院の方から通達をもつて、いかなる名目といえども、会計検査官の寵招はお断りするということを出しておるのであります。従いまして銀行局長から、これから検査をしようとするところの銀行、あるいは相互銀行、あるいは信用金庫に対し、いかなる名目といえども御寵招にあづからぬようにしてもらいたいといふことを、銀行側にもその協力を銀行局長通達としてお出しになり、部下の監督はもちろんのこと、相手方に対してもそういうふうにしていただきたいと思うのですが、銀行局長の御所見を承りたい。

び検査部長は、そういうことをはつきり各金融機関に申し上げております。検査官自身も、もちろん注意しなければいけないけれども、金融機関としているところが、現実において間々破られることがあります。そういうことは絶対にやつてもらつては困るということを、私はいろいろな機会に申しております。ただ子の至らぬ点でありますので、ここで運営を申し上げます。

○淺香委員 まだ他に質問者もあるようですが、きわめて簡単に二、三点伺つておきたいと思いますが、今有田委員から、業務停止というようなことになれば預金者に非常に迷惑を及ぼす面があるから、相当慎重にやつてもらいたいという御意見に対し、局長がいらっしゃいま睿弁がありました。先日、局長は、この問題は強力にひとつ調査を推し進めて行くということを、たしかこの委員会で聲明なされたのです。ところが最近こういう関係の金融業者の方から、某方面を通じて、調査をやめさせてく策動しておるといふうござをとき／＼聞くのであります。こういう事実があるかどうかといふことをこの際一應承り、同時にそれに対する今後の問題を——これはこの問題われましたように、三年來の問題でありますので、依然として強力に調査を推し進めて行かれるお気持であるかどうかということを、この際に伺つておきたいのであります。

○河野(通)政府委員 何か関係の業者の方から、検査その他の問題をチエックするような運動があるという話であります。が、私全然聞いておりません。私どもはそういうこととの有無にかかわ

うな既定の方針に従つて、検査すべきものは検査し、取締るべきものは厳しく取り締まるつもりであります。

○浅香委員 委員長に申し上げます
が、私は関連質問ではなく、通告をいたしておりませんので、ひとつそのつまりで質問させていただきたいと思います。

今度通産委員会の方で取上げておられますところの中小企業金融公庫の問題であります。この前の国会においては、私ども大蔵委員としては、通産の方でこれを取上げるということは金融機関の体系が乱れるというので、相当抗議をおこしたんだ問題であります。幸か不幸か今度も通産で取上げられるようになりますが、これをいまさら追究するのではありませんが、漏れ聞きますと、通産委員会の方では、この中小企業金融公庫が生れた場合に、資金の流れを止めないように相互金融金庫とか、あるいは信用金庫とか、その他庶民を対象とするところの金融機関にこれを流させたいという意向があるかのように聞いておりますが、この問題について銀行局長はどうお考えになりますか。

○河野(通)政府委員 中小企業金融公庫ができましたあかつきにおきましては、原則として今お話しのように、できるだけ能率をあげるために、直接貸しは避けて、一般の市中の各種の金融機関を利用する、代理貸しの形で利用するという方針にしております。

さてお示しの代理機関としてどういふものを選択するかという問題であります。私どもは、たとえば商工中金でありますとか、相互銀行であります。

とか、信用金庫でありますとか、そいつた中小金融の専門機関に重点を置いておきたいと考えております。さればどうして、私どもは普通銀行をこの代理業務から排除することは考えておりません。と申しますのは、普通銀行、特に地方銀行等におきましては、やはり中小金融というものが相当のウェートを占めております。そういう点等を考慮しては、一件の金額百万円以下の貸出しが総件数の中の半分近くを占めているはずであります。そこで地方銀行等につきましては、その分に応じて、やはり代理業務を認めて行くべきでないか。ただウエートのかけ方をどうするかといふ問題につきましては、できるだけ中小企業の専門機関を活用して行くという方向に考えて参りたい、かようになっておる次第であります。

題であります。その後の処置及び
來の問題について、この際御意見をハ
とつ伺つておきたいと思ひます。
○河野(通)政府委員　いわゆる第二封
鎖預金、これは預金と言つております
けれども、実は保険金等もあるわけで
あります。この一応再建整備法によつて
いて打切られた第二封鎖預金の支払いな
につきましては、去る昨年の秋であります
ましたか、冬でありますか、いわゆる
調整勘定という勘定がありましたて、そ
こから払うことになつておりますが、
その勘定の利益のうちから払えるもの
については、中間的に第二封鎖の分配
をしてよろしいということを指令いた
しました。ただその場合には、将来に
ついては、中間的に第二封鎖の分配
をしてよろしいということを指令いた
しました。ただその場合には、将来に
わたつて未確定要素が相当あります
で、たとえば渉外債務等において未確
定期要素が相当ありますので、その未確
定期要素に対するは、十分なるリザーヴ
を置いておくという注意をしなければ
ならないという制限のもとに、第二封
鎖預金の中間的な分配をいたしましたので
あります。大体現在まで銀行が——普
通銀行が大部分でありますて、海外に
おける渉外債権債務関係が非常に大き
なウエートを占めておりまする銀行、
これは主として大銀行でありますが、
大銀行を除まつては、大体全部の銀
行が、バーセンテージは違いますがれ
ども、よく払えたものは一〇〇%、全
額を払いました。十分に払えなかつた
ところでも、三〇%なり四〇%程度の
ものは払つております。これは銀行の
場合であります。が、保険会社あるいは
相互銀行、信用金庫等におきまして
は、調整勘定の利益金があまり十分で
ないということが一つと、それから政
府から損失補償金を支給されておりま

すために、その補償金を返すことがまず先になるのでありますから、その補償金を返してもなおかつこれらの打切られた第二封鎖預金等を支払う余力がないものが非常に多いために、生命保険会社につきましては、全社まだ中間的な分配をいたしておりません。相互銀行、信用金庫等におきましては、ごく例外的なものが数社、数金庫第二封鎖預金の中間分配をいたした程度であります。大部分のものは、まだ利益も十分にございませんので、分配をいたしておらぬ、こういうようなことに相なっております。今後におきましては、中間分配をいたしまする期限につきましては、別に制限を設けておりませんので、今後調整勘定の利益金がいろいろな形で十分に入つて来る、たとえば有価証券がゼロでありましたところが、だん／＼に事業がよくなつて来て、それが値上がりするとか、あるいは貸付金がどれないと思ったところがそれようになつたとか、そういうことで、利益金がだん／＼に増加いたしまして、第二封鎖預金もある程度払えるところいうことになりましたならば、この中間分配は出て参ると思うのです。

○議長委員 大体の経過なり、将来の見通しのお話を聞きましたが、いま少し積極的にこれの促進をしていただきたいことを、特に銀行局長に希望するわけであります。こういう事情から市中の方々、国民の大多数の方々は、現に銀行がどれだけもうかるのかわからぬけれども、次から次へと銀行ができる行くあの状態は何だ、しかもにあの血の出るような金を第二封鎖として、現にはどんと今日まで焦げつい

おるものがあると私は思うのであります。その意味におきまして、政府が決して手をこまねいておるとは言ひませんけれども、いま少しく内容にわたつて検討されまして、少しでも中間分配ができますように、その促進方を特に局長に希望いたしておきます。

問題の虎ノ門事件であります、これは政府の方におきましては、昨日ですか、一昨日ですか、省議を開いて相談をして、そしてその方針を決定したかのように新聞紙上で拝見いたしましたが、この間の省議における決定事項及びこれの解決策について、何か成案ができておるようでしたら、ひとつ御報告願いたいと思います。

返して参りましたので、東京都に対しましても、國から原状に回復するよう要求する手続をとることにいたしました。なおこういうような事情に対して、相手方がこれに応じないような場合も予想されますので、さような場合には、訴訟その他いろいろな行政的な措置も考えられるわけですが、そういう手続をとるところまで徹底的にやつて、これをひとつ明け渡して返してもうという趣旨を貫徹したい、かよう

したあと、そのまま利用させておるじゃないかというお話をこの前伺いましたが、これにつきましては、賃料をとるというようなことをいたしまして、会社があそこを借りておるという事実を認めるような形になるわけでありまして、これは貸付料をとるというのではなくしに、あの土地の利用に対し、不當に使用したわけでありますから、年賃料を会社からとるというよう

な措置をとることにいたしておりました。大体省議できましたのはさよ
うなことですか」といいます。

したが、はたして今おつしやるよう
に、立ちのきの要求をいたしまして
も、コンクリートで建てたようなもの
が、そう簡単に要求に応じられるとは
思ひません。どうぞよろしくおねがい

るかのような善後策のように私ども考
えられるのであります。そういうよ
うに省議でおきめになつた問題であり
ますし、さらにまた同僚委員からいろ

いち御質問があるかと思いますから、
この趣度にいたしたハと思ハます。

向うからそういうような話は參つてお
りません。

○木原委員 この外資の受入に関する特別措置に関する法律案に関連して、愛知政務次官に二、三点お伺いするわけございます。

アメリカからの外資を導入するにつきまして、一昨々年のあの講和条約成立当时、時の政府は相当金額、たとえば七億から八億ドルぐらいの外資の導入がなされるとかうような見込みのこと

とを発表しておられたと記憶しております
のでございますが、にもかかわらず、
今日まで入つて来た外資は、わずかに
二千四百万ドルだとか、あるいは四千
二千四百万ドルだとか、あるいは四千

万ドルとか、そういうふうなわざかな金額にしか達しておらないのです。そこでそういうふうに受入れが非常に不振である原因、アメリカから外資が予想の通り入つて来ない理由

ところものはどういうところに原因があるのか、その点を最初お尋ねいたし
ます。

は外事の専門家にして本多勝彦の見
込があるなど、いろいろなことが伝えられたこと
とは、私も承知しておりますが、政府
として有権的に、公式の声明として出
たものはなかつたのではないかと思ひ

ますが、それはともかくといひなしまして、その後現在に至りますまで、外資の導入につきましては御承知の通りと 思います。たとえば技術援助の契約の 締結でありますとか、株式持分受益証

券の取得でありますとか、あるいは社債、貸付金、債券の取得でありますとか、そういう種類にわけて相当の程度の外資は入つております。しかしその時に伝えられておつた程度にはなか

ながならない、その原因は那辺にある
の点については、実は最近も三電力会社
に対する世界銀行、あるいは輸出入
銀行からの外資の導入の話が相当具體的
に進められておりますが、そのとき
に日本側の交渉に当りました人たちの
話を総合いたしますと、やはりアメリカ
としても、外資を日本へ導入するに
ついては、いわゆるコマーシャルペー
スとでも申しますか、その債権が相当
確実に確保され、償還が確実であり、
またそれによつて日本の外資を入れる
所期の目的が十分に達せられるかどう
かという点について、慎重に、非常に
綿密な調査をするということが、今さ
らのことくでありますから、非常にはつ
きりわかっているのでございまして、
要するに日本側の受入れ態勢、あるい
はそれに対する貸してくれる方のアメ
リカ側の見方なり、懸念なりが、きわ
めて具体的であり、綿密な調査であり
ますだけに、ながくこちらが漠然と
期待したようには入つて来ないという
のが、偽らざる現状ではないかと思う
のであります。

電力の関係につきまして、昨年の九月以來約四千万ドルの外資の借入れにつきまして、三つの電力会社から政府側も連絡を受け、また政府側もこれを受けまして、それ以来ワシントンにおきまして、現地の大使館、それから開発銀行及び電力会社の当局者が借り入れの折衝にずっと当つて参りました。当方といたしましては、輸出入銀行等に対して十分に説明をいたしておりますのであります。米国側としては、その後いろいろの経緯がございまして、いつその契約をしてくれるというところまでは最終的に行つておりますが、大体において、成立の見込みは十分あるといふふうに私ども観測いたしております。

それからまた別の例で申し上げますと、綿花借款でございますが昨年度に引きまして、ワシントンの輸出入銀行から、四千万ドルの綿花借款を行ふことになりました、その方は五月中旬に、日本銀行とワシントンの輸出入銀行との間に契約の調印ができたようになります。かくのごとく、具体的な問題につきましては、従前期待いたしているような問題がまずだんだんにケース・バイ・ケースに進展をしておる状況でございます。

○本原委員 今日まで入つて来た外資がどういう方面に受け入れられておるかということを、書面で提出されるということでしたが、わかつておりますれば、ちよつとお伺いしたいのです。

○愛知政府委員 書類でお出しいたしまるのは、今用意しております。月曜日にでもお手元に配ることになつております。その概略を申し上げます

と、昭和二十五年の六月に外資に関する法律を制定いたして以来、外資の導入の促進をはかつておりますことは御承知の通りでござりますが、本年の四月末における実績を申しますと、先ほどどちよつと申し上げましたが、技術援助契約の締結が件数にいたしまして二百六十四件ございます。それから株式持分等の関係は、金額で申しまして約百七億円、それから社債・貸付金債権の取得は百三十八億円、こういうふうに本年四月現在でなつております。なお技術援助の関係におきましては、金額ではつきり現在高を明確にすることは困難でございますが、かりに支払うべき技術援助料を、利子を考え、それから技術を十年間、この果実を得る元本を考へて、年利五分の複利計算と仮定して元本を計算してみると、約六百三十一億円の金額に相当する。大体こういうふうな条件になつてゐるのでござります。

○愛知政府委員 私は、今お話を前提につきましては考え方方が違うのであります。ですが、それはともかくといたしまして、こちら則としても、外資の導入としても、不必要なものは借りる必要はない。全然ないのでございまして、やはり電力を始め、基幹的な基礎産業の関係においてなるべく有利な条件で借りた方がいい。いろいろものについて借りたり、あるいは政治上、軍事上等の義務を附帯されるような外資の借り方はいたしませんから、今後におきましても、日本側として絶対に必要であり、かつそれらの基幹産業の発展に資するような技術であるとか、機械であるとか、こういうものを買うのに必要なようなものであるとか、あるいはまた期間が非常に長く、金利が安いような金を借りるということをあくまで重点に置いて考えまして、御心配のような点は万々考らぬようになつたたいと思いますし、またそれが当然のことだと思つてゐるわけであります。

うものについてわれくとしては非常に警戒をしなければならぬのであるが、これに対する政政はどういう見解を持つておられるか。

○河野(通)政府委員 これは先般も御説明申し上げたのであります、開発銀行を外為銀行といたしますのは、その業務を営むための最小限度でござります。本来の外為銀行がやつておりますが、もしくは輸出入双方に対しても替取扱いを認めるわけですか、この点を伺つておきます。

○河野(通)政府委員 これは先般も御説明申し上げたのであります、開発銀行を外為銀行といたしますのは、その業務を営むための最小限度でござります。本來の外為銀行がやつておりますが、もしくは輸出入双方に対しても替取扱いを認めるわけですか、この点を伺つておきます。

○河野(通)政府委員 まだこの点も、実は細目でございますので、十分に検討いたしておりませんが、売買為替の手数料に支払つて行くわけですか、もしくは開発銀行が特殊のものをとるというお考えでありますか。

○河野(通)政府委員 その場合に、為替相場の中に売り為替、買い為替等の手数料が入るわけですが、これは一般為替の手数料に支払つて行くわけですか、もしくは開発銀行が特殊のものをとると

レートは、原則は大体一般と同じだと思ひます。しかし特別の事情があつたら、これを開発銀行の場合に限つてがえることができますけれども、との点は、実は具体的に検討いたしておりませんので、はつきり申し上げられません。

○千葉委員長 関連して春日君。

○春日委員 関連してませんが、管財局長にお伺いしますが、数日前に賠償機械の中小企業への新旧交換払下げに対し、業者から、その差金を二週間以内に三週間以内に納めなければならぬ、しかしながら今金がないので、五箇年間の分割にしていただきたいといふ陳情が出されておつて、それをひととつ何とか善処してもらいたいという要請のところ、いずれ調査の上回答するということと本日に至つておりますが、それはその後どうなつておりますか。交換がどん／＼進捗しておりますから、遅れると何にもならないことになつてしまふので、陳情の趣旨が通らないことになつちやうのです。

○阪田政府委員 この交換差金の問題であります。が、これにつきましては、国有財産法あるいは国有財産特別措置法に延納の規定がありまして、ある程度の金額、大規模のものにつきましては、一定基準に従いまして延納ができますが、ことになつておるわけであります。ただ金額の非常にわざかなもの等につきましては、現在この延納の規定を適用しないわけであります。具体的にどの程度の差金につきまして、どういうような問題になつておりますかはつきりいたしませんが、具体的の問題を伺いまして、適当な措置をとるようひとつ検討してみたい、かように考

○春日委員 今おつしやいました法律は、同時に多数の中小商工業者がそういうような金を納付するという状態をあらかじめ想定してできた法律でないで、やはりこういう新しい事態に即応した法律改正も必要であろうと考えます。現実にこの中小企業の生産の合理化とか、保護育成という意味でこういう措置が行われたのでありますから、やはり魂を入れていただだけの措置をしていただきなければならぬと思います。金額は零細だとおつしやいますけれども、割当を受けた業者の中では、百万とか百五十万とかいうような金額が、全国においてはおそらく何千件かにわたるものだらうと思うのであります。御承知の通り、これらの諸君はその金を調達することのために非常に困つておる。せつかく御親切に機械がいただけ、自分の工場が合理化されて行くのだが、しかしながらその金を調達するために、さらに高利の金を借りねばならぬ。だからせつかく御親切な御配慮だから、金の納付方法についてもひとつ親心をさらに示していただきたいというのが、たしか陳情の骨子だつたと思ひます。現在その交換が進捗されておりませんので、あまり長く御研究願つておりますと、二週間か三週間以内に納付しなければならないという規定に従つて、彼らは非常に無理な調達をしなければならぬ状態に置かれておるのであります。どうかひと月曜日までぐらいに、たしかそれぞれ地方自治団体の決議を持つて陳情書をお手元に行つておると思ひますから、一べん御説議の上、適当に御措置を願つて、その結果を次の委員会あた

りで御明示を願いたいと思います。○小川(豊)委員 時間が経過しておりますから、ごく簡単に二点だけお尋ねしたいと思います。所得税の問題です。ことは御承知の通りでございます。そのため農家の経済が非常に苦難に立たされている。こうしたことから、政府でも共済制度を活用して、この救済に当つておるわけですが、この基金は非常に少い。少いからどうにもならないような状態である。こういうことを一応念頭に置いて、私お尋ねしたいと思うのは、この共済金に対しても非常に課税をするということが行われておる。これでは右手でくれて、左手でぶら下がる。しかもこの共済金に対する課税は、各税務署がまだその意見を統一しておらないというような形がありませんが。しかもこの共済金に対する課税者との間には各地でかなり異なった問題を起しておる。従つてこの共済金に対する課税は、政府としては統一して通達をしてあるのかないのかといふ問題と、それからこの共済金を課税対象とするならば、税法上ではどんな規定でこれに課税をするのか、この点をひとつお伺いしたい。

給されます共済の金が、肥料代でありますとか、そうした必要経費に満たない場合におきましては、もちろん課税になる所得は全然ございませんし、またそれがある場合におきましても、基礎控除、扶養控除といったような範囲内でございますれば、もちろん課税にならぬわけでございまして、今お話をよう各税務署で解説がまち／＼だということでございますが、一応政府といたしましては、その金は農業関係の収入金額に入るのだという通達は出しております。

○小川(農)委員 この問題は、たとえば畑一反歩が取種皆無であった場合に、共済金は三千二百円なんです。ところが普通の作柄ならば、二石やそこのものはとれている。しかも三千二百円という共済金はないにもかわらず、その共済金に課税することがそれでいいか悪いか、どうお思いになるかというのです。

○渡邊政府委員 いろいろな事情がござりますから、はつきり全部が全部と申しがねるかと思いますが、今のお話のような実情であれば、当然畠の方に必要経費が必ずぶんあるわけでござりますから、結局三千二百円というのには必要経費を補うにかつて、といいますか、場合によつては足りない場合もありますから、思ひますから、一応課税の建前として収入金額には入れてございますが、それが課税所得の方へ出て来て課税になるといったような事例は、非常に少いといいますか、万々あるまいじやないか、かように実は考えられるのでございます。

○小川(農)委員 この問題はもう一回あとでお尋ねをいたします。

次に、法人税の問題です。協同組合に対しては法人税を免除する御意思がおありかどうか、こういうことをお聞きしたいと思うのです。協同組合と申しましても、農業協同組合、あるいは漁業協同組合、生活協同組合等いろいろあります。戦前には漁業協同組合、あるいは生活協同組合といふようなものは、今日のように体系づけられた協同組合ではなかつたかもしません。けれども、たとえば農業協同組合のようなものは、名前はわかつておりますが、産業組合の形で、当時の落ち込んで行く農家の経済のために非常に努力をして、その功績を残しておる。こういうことで、政府は農業政策の根幹としての産業組合を認めて、これに対しても法人税は免除しておつたわけであります。ところが昭和十五年に支那事変が拡大して来まして、そういうことから、国家財政の緊迫の状態にかんがみて、これに寄与するということになつたけれども、その当时においてこういうことが規定してあるのです。本法による特別法人税の賦課法を設けて、産業組合にも課税すれば、支那事變終了の年の翌年、十二月三十一日までに終了する事業年度限りとする、こういふように規定が明記してあるのであります。これが終戦後廢止されないばかりでなく、さらにシヤウエ税制においては、これが一般法人と同様に課税されるようになつた。しかもこの税率も、四二%と三五%になつて、非常にこの差が小さくなつて来ておる。協同組合の性格は、御承知のようにこれは営利法人ではなく

いのであって、そういうことからも、この社会的な性格というのを考えて、協同組合等に対してはこの法人税を免除するのが適当じゃないか、こういうふうに考えるが、政府でそういうふうな意思があるのかどうだらうか、これをお尋ねしておきたいと思います。

○渡邊政府委員 特別法人税ができる経緯につきましては、ただいまお話の通りで、われくもよく承知しております。ただ、その後のいろいろな事情の変化ということだろううと思いますが、特別法人税は廃止されました。が、現在のような姿におきまして、法人税の中に統合されているわけでございまして、協同組合といふものの課税を今後どう検討して行くべきかということについては、われくも一つの大きな課題として考えて行きたいと思います。まあいろいろ考えられるわけでございますが、産業組合当時いろいろ議論されておりましたのは、結局産業組合のその仕事というのは、それを構成している組合員の仕事である。従いまして、産業組合の方にある程度の剰余金が出まして、それは結局組合員のふところに入るもののだから、従つて産業組合でもつて課税するのはおかしいじゃないか、こういつたような御議論もございまして、その当時いろいろ農林省と大蔵省と折衝しました結果、御承知のように、事業分量に応じた剰余金の分配という点につきましては、これは決算をしたあとで、事業分量に応じた剰余金を分配しました後におきましても、これは剰余金から控除したところによりまして、一応課税の対象となる剰余金を算定する。こういったようなことで、大体課税の建前は

どつてはおりまして、産業組合に対する課税というようなものについて、多少そした考え方かわつて来たのじやないかと思います。と申しますのは、前回の国会でも御指摘がございましたが、協同組合法の中に、たとえば二分の一に達するまでは、会社の法定積立金に相当するような、剰余金の十分の一づきを積立てなければならぬという規定があつて、協同組合といふものについて從来考え方られておりました性格あるいは農林省方面からわれが聞かされておりました産業組合の性格といふものに対し、多分に協同組合の一つの独立した人格を盛つたような考え方方が入つて來ているのじやないかと思わせるような規定が、そこに出で來たわけであります。そのゆえに、昔のような産業組合の考え方でござりますと、大体事業分量に応じた分配ということでもつて終つて、そう課税になるような剰余金が出て來ないわけございませんが、最近は一種の法定積立てのよな過程をとつておりますために、どうしても剰余金が出て來、そこに、課税の問題が出て來るという問題があるわけでございます。同時に現在の法人税の性格といふものに、昔の特別法人税の性格と、これは前回がいろいろ／＼お詫申しあげておりますが、大分かわつて來ている面もござりますので、今後の問題としてこれをどう考えて行くかということについて、題として取上げて行きたいと思つておりますが、さしあたりといたしまして

は、そういう点も考慮いたしまして、現在は、普通の法人の場合には四割分に対しまして、農業協同組合の場合には御承知のように三割五分になつてござる。この間、差がはたしてこれでいいのか悪いのか、もし課税するとしていろいろ問題はあると思うのでござりますが、さしあたりといたしましてわれ／＼の方としては、大臣も本会議で申し上げましたように、税制全般に対しまして中央、地方を通じて検討してみようという課題がございますので、実はこの一環として、この問題も検討させていただきたいと考えております。

んなに御遠慮なさる必要はないと思ふ。ただ、農業協同組合というものは、今お話をのように、もしこれがなかつたらどうなさるのですか。供米のことなども、たいへんな役人を置かなければならぬのではないかと思うのです。一方にお話のように、一方においては再建整備法を——近く整備促進法といふものがでけるのであります。そちらのところにお話のようないい加減な取扱いではございません。一方から取上げて行くといふようなりくつに合わないことが残つておることは、どう考えてみてもこれはいかぬと思う。ことに地方税におきましては、特別措置を講ぜられまして、とにかく準備金を積立金から出そうといふので、四分の一に相当するまでは税をかけないのだということなんです。だから國税においても、そこまで何とかしなければならぬのじやないかと思うのです。だからそんなよけいなことを御心配なさらいでもらいたい。実は私も、今度ひとつ修正申し上げたといふいう腹なんであります。もしさういう話が出ましたら、決してこだわらずに、ただわかつたとおつしやついただきたいのです。そうすれば、われくはよけいな質問をしないでさつさと法律を上げるのであります。が、こうなつたら必ず修正いたします。これは与党だ野党だというような区別はないのでありますから、どうかその点は、あらかじめお含み置きをいただきたいと思います。

やはりいろいろ／＼考えてみなければならぬ問題の一つだと、実は思つております。協同組合的なものがいろいろ／＼ござりますから、たとえば農業協同組合がそうなつた場合に、ほかはどうなるかというような問題もあるわけでございまます。従いまして、全面的にだいかぬいかぬと言うことが能だとは思つておりませんが、いろ／＼な関連した事項があるということで、とつくり実は考へてみたいと思つております。今お話をございました再建整備の問題も、これも実はわれ／＼の方でよく考へております。ただ、再建整備の問題は、これはもう内藤先生御承知の通りでございますが、最近の農業協同組合は、非常に自由設立の主義をとつております。政府の監督があまりいらないような主義をとつております。これは、戦後一時そういう考え方が出て、そのために非常に楽にできるので、割合に赤字のあるような組合までできてしまつて、その善後措置などということで、今度農林省で提案しようとしております県連等の場合におきましても、税についてのある程度の特例をつくるということです。これはわれ／＼事情もわかつておりますので、まあけつどう、どうといふように考えておるわけですが、結局その趣旨は、一応とにかく再建整備して出発するのだから、それまでは税金をとれば、それはけつこうだというふうに考えておるわけありますて、片方の協同組合に対する課税の問題と、そう矛盾する考え方ではないかと私としては考えておるわけありますて、いろ／＼問題のあることはよく存じております。事業税の方でもつて、お話のように資本金の四分

の二まで税金をかけないとの規定のあることも存じておりますが、ただどうもどういう趣旨でああいう規定ができるのか、実は私にはよくのみ込めないのであります。その辺もございませんので、いろ／＼御意見もうかがわしていただき、私の考へておることも申し上げて、その御検討願いたいと思います。

○内藤委員 その四分の二の数字的根拠については、私の方に数字がありますから、あとで差上げますが、いまさら他人行儀なことをおつしやらなくては、あなたは十分御存じのことと思います。決して私は架空なことを申し上げたのではありませんで、非常に遠慮して申し上げたのですから、その点ひとつよろしく御了承願います。

○千葉委員長 本日は午後一時から本会議がござりますので、この程度で散会いたします。なお次会は三十日午前十時から開会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和二十八年六月三十日印刷

昭和二十八年七月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局